# ステアリング会議設置規則

## 1. 本規則の目的

原子力エネルギー協議会(以下、「本会」という)は、本会の目的の達成のために行う事業の職務執行に係る意思決定を担う会議体である「ステアリング会議」の設置にあたって、本会規約(以下、「規約」という)第24条に基づき、ステアリング会議の開催方法等の細目事項を定めることを目的として、ステアリング会議設置規則(以下、「本規則」という)を制定する。

## 2. ステアリング会議の構成等 (規約第24条第1~12項)

(1) 議長不在時の扱い(規約第24条第4項)

議長にやむを得ない理由があり不在となる場合、議長は以下の順位で務める ものとする。

順位(1):理事長

順位②:理事(理事が複数名いる場合は理事長が予め順位指定しておく)

- (2)委員又はオブザーバーの代理出席(規約第24条第2項及び5項) ステアリング会議の委員及びオブザーバーについては、1名の代理を置けるものとし、代理は、当該委員又はオブザーバーが所属する法人等の中から、当該委員又はオブザーバーが指名する。
- (3)決議にあたっての「特別の利害関係」について(規約第24条第8項) 委員が「特別の利害関係を有する」とは、委員が、本会の目的の達成のため の職務執行を忠実に行うことが困難と認められる個人的利害関係或いは委員が 所属する法人又は団体の利害関係を有する場合を指すものとする。
  - (4) ステアリング会議の決議事項(規約第24条第9項)
    - ○事務局長の選任及び解任

事務局長は、本会役員又は職員より選任又は解任し、ステアリング会議の 決議により任免するものとする。

○運営会議の運営に関する事項 ステアリング会議は、規約第24条6項に基づき運営会議を設置するものと し、別紙規則に従い運営する。

## ○その他本会に関係する重要な事項

規約第24条第9項第8号に定める「その他本会に関係する重要な事項」とは、本会の目的の達成のために行う次の事項を含むものとする。

- ・国内外の最新知見等を基にした、原子力の安全性に関し、原子力産業界全体で取り組むべき課題の特定
- ・安全対策等の決定
- ・原子力事業者の安全対策の実施状況の評価、公開
- ・その他事業に関連する業務
- (5)「安全対策等の決定に関する事項」の決議方式(規約第24条第12項) 「安全対策等の決定に関する事項」に関し、規約第24条第12項に定める 「全ての会員の同意を必要としない方式にて決議」は、以下のとおり行うもの とする。
  - ・議決権を行使できる委員\*1 原子力事業者\*2
  - 議決割合 5分の4の同意とする。
    - ※1:決議に参加する委員については、安全対策等の対象(炉型等)を踏ま え、3.(4)に従い、決議を行う前に都度決定し、全ての委員の同意 を得るものとする。
    - ※2:原子力事業者とは、規約第5条第1項(1)ア「原子力発電施設(建 設中を含む)を運営する原子力事業者」に該当する者をいう。

#### 3. ステアリング会議の開催方法(規約第24条第13項)

## (1) 開催頻度

ステアリング会議は、3ヶ月に1回程度の頻度で開催するものとする。また、 以下の時期については、定例的にステアリング会議を開催するものとする。

- ・3月 決議事項 ・事業計画及び予算の承認 その他 ・事業者の安全対策の実施状況の評価、公開
- ・6月 決議事項 ・事業報告及び決算の承認

#### (2) 開催方法

ステアリング会議の開催にあたっては、やむを得ない理由がある場合を除き、 原則開催日の2週間前までに、事務局長より委員が所属する会員に、開催日及 び開催場所の連絡を行うものとする。

## (3) 事務

ステアリング会議の事務は、本会の事務局が担うものとする。

## (4) 議事進行

## ○定足数の確認

会議開催に先立ち、議長にて定足数を確認し、委員の過半数を満たしていることを確認の上、会議を開催するものとする。

## ○決議事項の採決

決議事項については、採決を行う前に、議長が、議決権を行使できる者を 宣言するものとし、宣言内容について、全ての委員の同意を得るものとする。 採決については、議長が、以下のいずれかの方法を選択する。

方法	決議の確認方法
委員が、口頭により賛同の意(「異議なし」	異議の有無を確認する。
等) を示す	
委員が、挙手により賛同の意を示す	挙手の数を確認する。

#### (5) 議事録の作成

ステアリング会議の議事の結果は、議事録として記録するものとする。 また、議事録は、当該開催の次のステアリング会議に報告するものとする。

以上

# 運営会議運営規則

#### 1. 目的

ステアリング会議に付議する事項の立案、調査研究等のため、運営会議を運営する。

## 2. 運営方法

運営会議の運営は、ステアリング会議に準じて行う。

#### (1) 構成

- ・運営会議は、ステアリング会議に参加する委員又はオブザーバーの各社・ 団体にて構成する。
- ・運営会議の委員又はオブザーバーは、(1) に定める各社・団体が、自己の 職員等の中から推薦した 1 名の委員又はオブザーバーをもって構成するも のとする。
- ・運営会議には、議長を置く。議長は、運営会議において、委員の互選により決定するものとする。
- (2) 開催頻度:1回/月を基本とする。
- (3) 定足数 :特になし。

## (4) 議題

- ・ステアリング会議の決議案件
- ・原子力産業界の個別課題の検討状況、課題等
- ・規制との対話に関する事項、課題等
- ・国内外の最新知見、動向、懸案事項等
- ・新たに組成したワーキンググループ\*\*について ※:ワーキンググループの組成は、理事長専決事項とする。
- その他、情報共有や対応方針の議論をしておくことが望ましい事項等
- (5) 採決 : 特になし。
- (6) 事務 : 運営会議の事務は、本会の事務局が担うものとする。

以上